

電磁的記録提供命令と通信傍受の比較

	電磁的記録提供命令	通信傍受
侵害される危険のある情報	クラウド・スマートフォン・PC等に保存された人のプライバシーや企業・団体の秘密	電話・FAX・コンピュータ通信等の内容
要件	対象犯罪の限定なし 「犯罪の捜査をするについて必要があるとき」	薬物関連犯罪・銃器関連犯罪・集団密航の罪・組織的殺人等に限定（今回の改定案で追加：財産上の利益を取得する類型の強盗罪・詐欺罪・恐喝罪） 犯罪の嫌疑については、逮捕の要件である「相当な理由」よりも厳しい「十分な理由」まで必要
犯罪と無関係な情報の取得を防止するための手続	なし 個々の電磁的記録について個別に内容を確認することなく複写の処分を行うことは許されるとした判例あり（最二決2021年2月1日）	該当性判断のため、必要最小限度の範囲に限り、断片的に通信の内容を聴くことが許されており（スポット・モニタリング）、傍受すべき通信に該当しない通話を継続的に聴くことはできない
犯罪と無関係な情報を消去する手続	犯罪と無関係な電磁的記録も消去されず、捜査機関に蓄積される	スポット・モニタリングの記録は消去され、捜査機関の手元に残らない
不服申立ての機会を保障するための通知	情報を取得された当事者に対して通知されない 秘密保持命令により、当事者に知らせることを禁止できる	傍受記録に記録された通信の当事者に対しての通知
違法な手続で取得された情報	不服申立てにより命令が取り消されても、電磁的記録は消去されず、捜査機関に蓄積される	裁判所は消去を命じなければならない
捜査機関の濫用を防止するための制度的な担保措置	なし	3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
独立した監督機関	なし	なし

2025年4月9日 衆議院法務委員会 日本共産党 本村伸子 配布資料

出典：情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律、法務省HP「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案Q & A」を基に本村伸子事務所作成